



## イランにおける選挙と国会の役割の変容

(一財) 日本エネルギー経済研究所 中東研究センター 副センター長 坂梨 祥

2月21日、イランでは第11期国会選挙が実施された。この選挙で勝利したのは、ロウハーニー現大統領の政権運営に批判的な勢力である。「米国を信頼して核合意を結び、その米国に裏切られて現在苦境に陥っている」、ロウハーニー政権の今のやり方では「だめだ」と主張する勢力が、国会の全290議席のうち7割以上を獲得した。

とはいえ今回の選挙では、ロウハーニー政権に批判的な勢力が勝利することは、投票日の前から明らかであった。その理由は大きくいえば2つあり、1つにはトランプ大統領が核合意から離脱し、イランに対する制裁を全て復活させて以降、ロウハーニー政権はたしかに行き詰っていたからである。ロウハーニー大統領の公約は、核合意の成立による制裁の解除と経済の再生であったが、トランプ大統領がオバマ政権期のイラン政策を転換させ、イランに「最大限の圧力」を行使して「イランの行動を変えさせる」政策を採用して以降、ロウハーニー大統領の公約の実現は遠のき、国民の支持も揺らいでいた。

今回の選挙結果が投票前から明らかであった第2の理由とは、選挙に先立つ立候補者の資格審査の過程において、ロウハーニー政権の支持派の中でも「改革派」と呼ばれる勢力が、立候補を認められない事例が続出したからである。第11期国会選挙はロウハーニー政権支持派の多くをそもそも排除した形で行われ、ロウハーニー政権の批判勢力はいわば初めから、勝利を約束されていた。

とはいえ、そのような形で実施されたイランの第11期国会選挙からは、イラン・イスラーム共和国体制の現状をめぐる、いくつかの手がかりを得ることができる。本稿においてはそれらの手がかりに着目し、イランのイスラーム共和国体制における国会の役割の変容について考察し、その意味するところを探りたい。今日のイスラーム共和国体制のあり方を明らかにすることで、イランの関わる様々な事象を展望する一助とすることが、本稿のねらいである。

### 1. イラン・イスラーム共和国体制における選挙

1979年の革命で王制を廃し、新たにイスラーム共和国体制を樹立したイランでは、国民の選挙への参加が非常に重視されてきた。投票は、国民による参政権の行使であると同時に

に体制への支持の表明と位置付けられ、定期的に実施される大統領、国会、地方評議会選挙などへの広範な参加が促されてきたのである。イスラーム共和国体制そのものも、革命直後に行われた国民投票を経て樹立されており、イラン・イスラーム共和国憲法第1条においては、イスラーム共和国体制が「有権者の98.2%の支持を得て」樹立されたことが誇らしげにうたわれている。

イランのイスラーム共和国体制においては、「イスラーム共和国体制」という枠組み自体を受け入れない限り、立候補資格を認められない。イスラーム共和国体制は「共和国」であるため、国民が選挙により大統領や国会議員を選出する一方、「イスラーム」共和国であるために、体制のイスラーム性を維持すべく、イスラームという宗教に関する学識と深い見識を持つイスラーム法学者が最高指導者に就任し、体制の最高権力者として君臨する。今日の国会選挙法では、「イスラーム共和国憲法を信奉し、イスラーム共和国体制を支持していること」が立候補の条件の一つとして明記されている。

選挙への立候補資格の有無を決定するのは、最高指導者が直接・間接に任命する護憲評議会（憲法擁護評議会、あるいは監督者評議会とも訳される）という機関である。護憲評議会は各選挙区の選挙委員会の意見も聞きながら、立候補の届け出を行った者の立候補資格の有無を審査する。イスラーム共和国体制を「信奉」あるいは「支持」しているか否かということは、必ずしも客観的に判断できる要素ではなく、そのために立候補資格を認められるか否かは、あくまでも護憲評議会の判断次第ということになる。

イスラーム共和国体制内部にも多様な政治勢力が存在し、そのために、護憲評議会の決定も、その多様性を多かれ少なかれ反映するものとなってきた。イスラーム共和国の選挙では、護憲評議会が選定した立候補者たちのなかから国民は自由に選択を行い、それにより政権交代も繰り返し実現し、国会で多数派を占める勢力も、選挙によりたびたび入れ替わってきた。

## 2. 第11期国会選挙の概要

### (1) 護憲評議会の判断

護憲評議会が立候補の資格なしとして退けるのは、イスラーム共和国の安定的存続を脅かしかねないと見なされる人物である。1997年に国民の圧倒的支持を受けて誕生したハータミー改革派政権は、護憲評議会にとって脅威となった。改革派が掲げた一連の急進的な変革は、イスラーム共和国体制の枠組み自体を揺るがしかねないことが危惧されたのである。

---

### 筆者紹介

在イラン大使館専門調査員などを経て、2005年より日本エネルギー経済研究所中東研究センターに勤務。2019年10月より（一財）日本エネルギー経済研究所中東研究センター研究理事／副センター長。専門はイラン現代政治。最近の論考には、「アメリカの正しさに『挑む』イラン」、『學士會会報』No.941,2020年、等がある。

---

護憲評議会は今日に至るまで、同じ理由で改革派には懐疑的な目を向けてきた。しかし、改革派の立候補資格をどの程度許容するか（あるいは「許容しないか」という度合いは、選挙のたびに異なった。たとえば2004年の第7期国会選挙に際し、護憲評議会は現職の国会議員を含む改革派の立候補登録者を大量に失格処分とした。しかし、2016年の第10期国会選挙に際しては、一定数の改革派の立候補を認め、その結果、改革派は選挙で勝利した。そして今回、第11期国会選挙に際しては、護憲評議会は再度、現職議員を含む改革派を大量に失格処分としたのである。

2004年の第7期国会選挙に際して護憲評議会在多くの改革派を失格とした際には、イラン国内で大きな非難が巻き起こり、その結果最高指導者は護憲評議会に再考を促し、護憲評議会は最終的に、自らの判断を（一部）改めた。しかし、今回護憲評議会が立候補の届け出を行った改革派の多く（現職議員50名あまりを含む、立候補登録者の9割）を「立候補資格なし」と切り捨てたことに関しては、最高指導者の介入はなかった。

その理由は、護憲評議会の判断に、ハーメネイー最高指導者自身も異論を有していなかったからであろうと思われる。改革派はロウハーニー政権の対話路線を支持してきたが、その対話路線は現状において、米国から繰り出される「最大限の圧力」に太刀打ちできずにいる。米国の最大限の圧力に対抗できるのは「最大限の抵抗」でしかなく、現時点において対話路線はとりあえず棚上げにせざるを得ない、というのが、ハーメネイー最高指導者の考えであったように思われる。護憲評議会は自らの任命権者である最高指導者の意向も忖度することで、立候補資格審査の段階で改革派を排除したと考えられる。

## (2) イランにおける政治勢力

改革派を排除した後に残るのは、主に原理志向派と呼ばれる勢力である。原理志向派とは「革命の原理原則を志向する者」を意味し、もともとは（改革派に対峙する）保守派と呼ばれていた。

イスラーム共和国体制内部の政治勢力も、一枚岩には程遠い。イランでは1979年革命の直後から、右派と左派と呼ばれる二大潮流が体制内に存在し、右派からはその後、イラン・イラク戦争（1980－1988年）後の復興期を導いたラフサンジャーニー政権（1989－1997年）の下、より現実主義的な中道右派勢力が生まれた。これに対して左派は、1990年代中盤に「改革派」を名乗り始め、それにより右派は保守派とも呼ばれ始めた。今日の原理志向派は、その保守派に属する様々な潮流を内包する勢力である。

今日のイランには全国規模で動員能力を持つ政党が存在せず、選挙は政党単位では戦われない。選挙に際しては様々な政治勢力が思い思いに連合を組み、推薦候補者「リスト」なるものを作成し、有権者にそのリストを配布して投票を呼び掛ける。2016年の選挙では、ロウハーニー大統領の中道右派とその対話路線を支持する改革派は、ともに「希望の

リスト」と呼ばれるリストを作成した。

2016年の国会選挙に際しても、改革派の大物たちの多くは、(立候補資格が認められないことが明らかである等) 様々な理由から立候補を見送っており、そもそも不在であった。そこで、(ハータミー政権期のアーレフ第一副大統領など数名を除いては) 比較的無名の候補が多く含まれた希望のリストの支持者たちは、「リストに載る候補者名をとにかく全て」投票用紙に書き写すよう、有権者たちに訴えた(イランの国会選挙で有権者は、各選挙区の定数分[たとえばテヘランでは30名]の候補者名を投票用紙に記入する)。この「総取り」作戦は奏功し、比較的無名の候補者も、「希望のリスト」に含まれたことが理由で当選を果たすことができた。

ロウハーニー政権を支持する中道右派と改革派の連合がテヘラン選挙区の30議席を独占するという選挙結果は、原理志向派に衝撃を与えた。首都テヘランでは何期にもわたり国会議員を務めていた原理志向派の重鎮たちも立候補していたが、その全員が落選し、議席を失ったからである。

### (3) 第11期国会選挙結果

今般行われた第11期国会選挙は、前回2016年の国会選挙で無残に敗退した原理志向派たちにとって、雪辱を果たすための選挙でもあった。言うなれば原理志向派の候補者たちは今回の選挙に、テヘランの全30議席を「取り返す」決意で臨んだのである。原理志向派に近い護憲評議会は資格審査の段階で、改革派を大量に失格とすることを通じ、原理志向派の援護射撃を行ったと見ることもできる。

その原理志向派も、複数のグループから構成されている。第一のグループは、いわゆる保守本流の、穏健保守・伝統保守などと呼ばれる勢力である。第二は保守強硬派と呼ばれる、アフマディーネジャード前大統領に近い勢力である(この潮流も、実はアフマディーネジャード派と「革命永続戦線」派に分かれている。革命永続戦線は、「イスラーム共和国に民主主義は不要」等の発言で知られる宗教指導者のメスバーフ・ヤズディーを師と仰ぐグループである)。そして今回の選挙では、「若き保守」を名乗る第三のグループが、ここに新たに加わった。この勢力を構成するのは主に革命第三世代であり、革命の原理の遵守とともに、世代交代を掲げている。

護憲評議会の審査を経て立候補者が確定し、選挙戦が開始された当初、原理志向派内のそれぞれのグループは、別々の候補者リストを作成していた。しかし、選挙の直前になり、各グループの指導者が原理志向派の「統一リスト」を作成することで合意し、その結果テヘラン選挙区では、この統一リストの30名全てが、見事当選を果たした。全国的に見ても、原理志向派は少なくとも210議席を獲得している(原理志向派は政党ではないため、数え方は通信社によって異なり、革命防衛隊に近いファールス通信が原理志向派は223議席を

獲得と報じたのに対し、穏健保守のアーレフ通信は、210議席と報じている)。

立候補者の選定が完了した時点で原理志向派の「勝利」が明らかであった今回の選挙では、投票率は伸び悩んだ。内務省の公式発表によれば42.57%と低迷した今回の投票率は、国会選挙に限ってみれば、1979年の革命以来最低の数字である。テヘラン州に至っては、投票率は26.29%に留まった。

しかしそれでも、原理志向派は選挙での勝利を祝った。原理志向派内諸派間の協力が実り、テヘラン選挙区の全30議席も「ロウハーニー政権支持派」から取り戻すことができ、最高指導者が望む「イランでは国民の代表である国会も、米国との対決姿勢で一致している」という体勢を、整えられたからである。

### 3. 国会の役割の変容

既述のとおり、立候補資格審査に関しては、これまでもつねに「護憲評議会のさじ加減次第」という側面があった。また、時に急進的な変革を訴える改革派は、これまでも概して危険視されてきた。しかし、イランにおける国会は、改革派を含む様々な所属の大物議員が体制に「物申し」、国民がその意見に耳を傾ける場所でもあった。しかし、イランをめぐる昨今の状況と考え合わせると、今日の非常事態、あるいはいわゆる「例外状態」の中で、国会に求められる役割は、徐々に変容しているように見える。

#### (1) 第11期国会選挙の文脈

ここで第11期国会選挙をその前後の文脈の中に位置付けてみると、この選挙はトランプ政権の米国が核合意から離脱して以降、イランに対する「最大限の圧力」をじわじわと強化する中で実施された。それにより国民生活がすでに圧迫されていた2019年11月には、ガソリン価格の引き上げが発表され、イラン全国で激しい抗議行動が発生した。体制はこの抗議行動を鎮圧し、これにより百名を越す死者が出たと報じられた。

その後2020年初頭に米軍が革命防衛隊コッズ部隊のソレイマーニー司令官を殺害すると、イランでは一時、団結の機運が盛り上がった。しかし、米軍への報復攻撃に際し発生したウクライナ民間機の誤射を体制が隠蔽しようとしたことが明らかになると、国民の間には強い怒りにも似た失望が広がった。その後2月11日には、革命41周年記念式典で再度「団結」がうたわれたものの、国会選挙の2日前にあたる2月19日には、イランで始めてコロナウイルスの感染による死者が2名出たことが発表された。

その後のイランにおけるコロナウイルスの急速な感染拡大は、報じられているとおりである。国会議員も20名以上が感染したと報じられ、国会は次年度（イラン暦1399年[西暦2020年3月20日－2021年3月20日]）の予算法案の審議を途中で切り上げて、休会に入った。政府が国会に提出した予算法案は、米国の制裁で激減した石油輸出収入の補填方法

を明確に示すものではなかった。国会の予算委員会は（代案なしとして）承認したこの予算法案の総則は、国会本会議では否決され、まさにそのようなタイミングにおいて、国会は一時閉会した。

## (2) 最高指導者の介入

（ガソリン値上げの前提となる補助金の削減を含む）国家予算に関する審議は、イランでも国会の最も重要な任務の一つである。しかし、ここ数カ月の流れにおいて、国会の決定は繰り返し、最高指導者の介入によって無効とされた。

たとえば2019年11月のガソリン価格の引き上げに、国会は反対であった。経済制裁により国民の生活がそもそも苦しくなっているのに、ガソリン値上げで追い打ちをかけるべきでないというのが国会の主張であった。また、次年度の予算法案に関しても、上述のとおり国会はその大枠を否決していた。しかしいずれの場合にも、最高指導者が介入し、国会はそれ以降沈黙した。

ガソリン価格引き上げの決定は、三権の長が構成する評議会で行われ、国会には諮られていなかった。ガソリン値上げの発表を受けて、国会には直ちに、「値上げ撤回動議」が提出されたが、最高指導者は値上げの支持を表明し、国会の動きはそこで止まった。予算法案に関しては、国会予算委員会がこの予算法案を可決していたことをもってこれを「国会の決定とする」ことを最高指導者が「承認」し、その結果、予算法案は歳入確保の目途が立たない形のままで、成立することになった。

今日のイランは、あらゆる逃げ道をくまなく塞ごうとするトランプ政権の徹底的な圧力にさらされており、最高指導者が強力なリーダーシップを発揮してこの難局を乗り切る以外ないということが、体制指導部の間での了解事項となっている可能性はあろう。しかし、最高指導者の介入が増大することで、国会の役割は確実に縮小しているように見える。そして今回の選挙も通じ、国会は国民の代表というよりも、体制指導部の正統性の基盤としての役割を果たすことを求められる存在に、変容しつつあるように見える。

## おわりに

イランのイスラーム共和国体制においては、当初から「国民の支持」が重視されていた。体制内には「右派」と「左派」の二潮流を源流とする多様な政治勢力が存在し、その多様性を背景に持つ選択肢があるからこそ、国民は護憲評議会が立候補者を選定する選挙にも参加し、自らの一票を投じてきた。選択肢が存在してきたがゆえに政権交代も可能であり、これまで体制内の各潮流が、一度は政権を担ってきた。

しかし、第11期国会選挙に際しては、体制内の主要な勢力の一つである改革派が大量に排除され、国民の声を代弁して体制指導部の方針に異議を唱えられるような名の通った議

員も、立候補自体を認められなかった。これがイランを取り巻く国際環境の厳しさに起因するものなのか、あるいはイラン国内の権力闘争で原理志向派が改革派に対し勝利を収めつつあることの表れなのかということは、現時点では不明である。しかし、第11期国会は、これまでのように最高指導者に対してですら（時に）物申す国会ではなく、最高指導者への全面的な支持を表明するような国会になっていきそうである。

イランを取り巻く厳しい環境は、少なくともトランプ大統領の任期が切れるまでは変わりそうにない。そしてイランの原理志向派は、トランプ政権の最大限の圧力が維持される限り、米国の圧力に「屈しない」ことを目指しつつ、2021年5月のイランにおける大統領選挙に照準を合わせていくと考えられる。この間イランが対処しなければならない問題は、高インフレ、高失業率、および財政難の問題に今般コロナウイルス問題も加わるなど山積しているが、一方では高齢化するハーメネイー最高指導者の後継者問題をめぐっても、様々なせめぎあいが始まっている模様である。

今日のイラン・イスラーム共和国体制が対処しなければならない問題はあまりにも多い。しかし、革命の激動から生まれ、1980年にイラクの侵攻により始まったイラン・イラク戦争の8年間に戦時総動員体制をも活用して基盤を固めてきた今の体制は、今日のような非常事態からも、体制の存続に生かすための何らかの方策を編み出し得るのかもしれない。その見通しはあまり明るいとはいえないが、少なくともまだ誰もあきらめていない、というのが、イラン・イスラーム共和国体制指導部の現状であるといえよう。

\*本稿の内容は執筆者の個人的見解であり、中東協力センターとしての見解でないことをお断りします。